

# 代理人選任届

(宛先)富士見市長

令和 年 月 日

代理人	住 所			
	氏 名			
	生年月日	明・大・昭・平・西暦	年	月

私は、上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

委任する内容の番号に○をつけてください。

1	印鑑登録申請 (印鑑登録証を紛失した場合や登録印を変更したい場合は「2」も○をつけてください。)
2	印鑑登録の亡失届または廃止申請 亡失届：印鑑登録証の紛失などで印鑑登録を抹消する場合 廃止申請：改印などで印鑑登録証を持参し、印鑑登録を抹消する場合

印鑑登録者	住 所	富士見市			
	氏 名 (自 署)				
	生年月日	明・大・昭・平・西暦	年	月	日
	電話番号				

※代理人選任届は、印鑑登録者(本人)が自署してください。

登録する印鑑

※印鑑登録者の自署が困難な場合について

以下の事項の記入と印鑑登録者本人の捺印をお願いいたします。

印鑑登録者が\_\_\_\_\_のため自署が困難なので、  
本人指示のもと代筆しました。

代筆者氏名：

印鑑登録者の捺印：



委任する内容が  
「1」のときは、  
押印してください。

# 代理人による印鑑登録の手続きの流れ

## 1. 代理人による申請(印鑑登録申請) (市民課又は出張所窓口)

### 必要な持ち物

・代理人選任届(印鑑登録する旨及び記入日・代理人・印鑑登録者欄が記載され登録印押印済のもの)

・登録する印鑑

・代理人の本人確認書類

　　顔写真付きのもの1点(運転免許証、マイナンバーカード、旅券、運転経歴証明書(H24年4月1日以降発行)等の官公署発行のもの)

　　顔写真つき本人確認書類がない場合は、資格確認書や年金手帳等



## 2. 印鑑の登録に関する照会書を印鑑登録者へ発送

申請受付後、印鑑登録の意思確認のため、印鑑登録者の住民登録地へ印鑑の登録に関する照会書を発送します。(転送不要)

※住民登録地(住民票がある住所)以外へは、発送できません。

※転送不要で発送しますので、転送手続をしている方は届きません。(転送されている方は、郵便局へ相談)



## 3. 印鑑の登録に関する照会書の受取(到着後)

印鑑登録者は、印鑑の登録に関する照会書の回答書欄・委任状欄に自署、押印してください。

印鑑の登録に関する照会書にある期日までに手続きされない場合は、印鑑登録の申請は無効となりますので、ご注意ください。



## 4. 代理人による申請(回答書の提出及び印鑑登録証の受領) (市民課又は出張所窓口)

### 代理人が窓口に来る場合

### 必要な持ち物

・印鑑の登録に関する照会書(回答書欄・委任状欄を本人が記入・捺印済のもの)

・登録する印鑑

・代理人の本人確認書類